

# 島根県報

号外第六二号

平成十五年三月三十一日

(月曜日)

## 規 則 目 次

島根県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)

### 公布された条例等のあらまし

#### ◇島根県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第六八号)

- 一 規則の概要
  - 地方税法及び島根県税条例の一部改正に伴う規定及び様式の整備
- 二 施行期日
  - 平成十五年四月一日から施行することとした。

## 規 則

島根県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第六十八号

島根県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県税条例施行規則(昭和五十一年島根県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項第一号中「項」を「条」に改め、同条第三項中「不動産の価格」を

「被災不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(被災不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)」に、「応じ」を「応じ、」に改め、「(前項に規定する不動産の取得が、法附則第十一条の三第一項の規定に該当する場合には、当該税率を乗じて得た額の四分の三に相当する額)」を削り、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 条例第二十六条第三号の規定に該当する不動産は、法第七十三条の十四第八項又は第七十三条の二十七の二第一項に規定する被収用不動産等(以下この条において「被収用不動産等」という。)の所有者の親族で被収用不動産等の所有者と生計を一にしているものが、被収用不動産等に代わるものとして、収用され、譲渡し、若しくは移転補償金に係る契約をした日(以下この条において「被収用日等」という。)から二年以内に取得した不動産(以下この条において「被収用親族代替不動産等」という。)又は被収用日等前一年の期間内に取得していた不動産(以下この条において「被収用前親族代替不動産等」という。)とする。

5 被収用親族代替不動産等又は被収用前親族代替不動産等の取得者に対しては、被収用日等における被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格(被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額に不動産取得税の税率を乗じて得た額を、不動産取得税額から減額する。

第四十三条中第六項を削り、第七項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 区画整理代替家屋又は区画整理親族代替家屋の取得者に対しては、損失補償契約日における被損失補償家屋の固定資産課税台帳に登録された価格(被損失補償家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額に不動産取得税の税率を乗じて得た額を、不動産取得税額から減額する。

第四十三条第八項を削る。

第四十七条中「及び第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に改める。

第四十八条第四項を削る。

第四十九条中「第二十八条第三項第二号ロ」を「第二十八条第三項第一号ロ」に改める。

第七十六条の二中「第四十六条第十号」を「第四十六条第十一号」に改める。  
附則第五項を次のように改める。

(不動産取得税の減免基準の特例)

5 平成十二年一月一日以降に、第四十三条第二項第一号に規定する被災不動産が天災その他これに類する災害により滅失し、又は損壊した場合において、同条第三項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が固定資産評価基準によつて決定した価格)中に法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第四十三条第三項の規定の適用については、同条第二項に規定する不動産の取得が平成十二年四月一日以降に行われた場合に限り、同条第三項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

登録された価格	登録された価格(当該価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格に前項に規定する不動産を取得したときにおいて宅地評価土地を取得した場合に適用されることとなる法附則第十一条の五第一項に規定する割合と同じ割合を乗じて得た額に相当する額を加算して得た額)
決定した価格	決定した価格(当該価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格に前項に規定する不動産を取得したときにおいて宅地評価土地を取得した場合に適用されることとなる法附則第十一条の五第一項に規定する割合と同じ割合を乗じて得た額に相当する額を加算して得た額)

附則第六項の表以外の部分中「第四十三条第四項第一号」を「第四十三条第四項」に、「同条第六項第一号ロ」を「同条第五項」に、「固定資産台帳」を「固定資産課税台帳」に、「第四十三条第六項」を「第四十三条第五項」に、「同条第四項第二号」を「同条第四項」に改め、同項の表中「第四十三条第四項第二号」を「第四十三条第四項」に改める。  
附則第七項中「第四十三条第四項第一号」を「第四十三条第二項第一号に規定する被災不動産及び第四十三条第四項」に、「第四十三条第六項及び」を「第四十三条第三項及び第五項、附則第五項並びに」に改める。

附則に次の一項を加える。

(不動産取得税の税率の特例)

8 第四十三条第三項、第五項及び第七項に規定する不動産の取得が条例附則第十四項の規定に該当する場合における第四十三条第三項、第五項及び第七項の規定の適用については、これらの規定中「不動産取得税の税率」とあるのは、「当該不動産取得税額の算定に用いられた税率」とする。

別表を削る。

第五号様式及び第六号様式中「評価額」を「課税標準額」に改める。  
第九号様式その一を次のように改める。

第 9 号様式その 1 (第10条関係)

県税

自動車税減額通知書

公

年度

島根県	口座番号	
	加入者	島根県指定金融機関(株)山陰合同銀行

様

年 月 日

支 庁 長  
( 事務所長)

印

所 管	
徴 収 番 号	
登 録 番 号 島 根	
未 納 税 額	円
未 納 延 滞 金	円
未 納 額 合 計	円

下記のとおり自動車税を減額しましたので通知します。

減 額 事 由	減 額 事 由 発 生 年 月 日
変更前税額	円
減 額	円
変更後税額	円
納付済税額	円

この処分について不服があるときは、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁（事務所）を經由して提出してください。

報 島 根 県

「  
 ※土地……3% ※家屋……3%」及び「100分の4」や「100分の3」の  
 「ただし、家屋のうち住宅については100分の3です。」や「ただし、平成15年4月1日前に取得した不動産（住宅を除く。）については100分の4です。」及び「  
 ※土地……4% ※家屋……3%」及び「住宅……3%」や「その他……4%」  
 」

3 課税免除及び減免  
 次のような不動産を取得した場合には、納期限までに課税免除（減免）申請書を提出した場合に限り税額の全部又は一部が免除されたり減免されたりします。

- (1) 公園、公民館など
- (2) 公共事業又は土地区画整理事業のために家屋の譲渡等をした人が、2年以内この家屋に代わるものとして建築した家屋
- (3) 被災した不動産に代わるものとして被災した日から3年以内に取得した不動産

「法人税法における連結納税の適用の有無」や「法人税における連結納税の承認の有無」及び「課税標準額の記載要領の6を次のように定める。」  
 6 「法人税における連結納税の承認の有無」欄は、法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人にあつては、有に○印を付してください。なお、当該法人が同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人である場合には、連結親法人の名称及び本店所在地を記載してください。

第九十四号様式中

課税標準額	千円	税 額	円
条例第21条第2号に該当する場合の補助金の額			円

「  
 課税標準額 千円 税 額 円  
 」  
 の備考欄に「課税標準額の記載要領の11を次のように定める。」

備考 この申請書には、課税免除（減免）を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

第九十八号様式中の「課税標準額の11」若しくは第2項又は地方税法附則第11条の3第1項」や「又は第2項」に定める。

④	法附則第11条の3第3項……住宅の用に供する土地の取得	第 項
⑤	法附則第11条の4第2項……心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	第 項
⑥	上記以外の規定による	第 項

④	法附則第11条の4第2項……心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	第 項
⑤	上記以外の規定による	第 項

第九十八号様式中の「課税標準額の11」を次のように定める。

第105号様式 (第48条関係)

ゴルフ場利用税の特例税率の適用を  
受けるゴルフ場の指定申請書

支 庁 長 ( 事務所長)	年 月 日	特別 徴収 義務 者	住所又は所在地	
		様	氏名又は名称	㊦

ゴ ル フ 場	所 在 地	
	名 称	

指定を受けようとする 年月日	年 月 日
-------------------	-------

指定を受けようとする 期間 (「利用の種別」 欄の1に該当する場合)	年 月 日から 年 月 日まで
--	-----------------

指定の対象となる理由	利 用 の 種 別		通常の利用料金 A	軽減後の料金 B	軽 減 率 (A-B) / A
	1	財団法人日本ゴルフ協会が主催する全国的な競技会等に参加する選手(プロゴルファーを除く。)の当該競技会における利用			
2	早朝利用その他の利用時間、利用場所等に制約のある利用				

- 備考 1 「利用の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
2 この申請書には、利用料金に関する書類を添付すること。

第106号様式 (第48条関係)

第 号  
年 月 日

様

支 庁 長 印  
( 事務所長)

ゴルフ場利用税の特例税率の適用を受ける  
ゴルフ場の指定 (指定取消) 通知書

次のゴルフ場を島根県県税条例第28条第 3 項に規定するゴルフ場として指定し (の指定を取り消し) たので通知  
します。

特 別 徴 収 義 務 者	住所又は 所在地	
	氏名又は 名 称	
ゴ ル フ 場	所 在 地	
	名 称	
指定し (指定を取り消し) た年月日	年 月 日	
指定し (指定を取り消し) た期間 (「指定 (指定の取消し) の対象と なった利用」欄の 1 に該当する場合)	年 月 日から 年 月 日まで	
指定 (指定の取消し) の対象となつ た利用	1	財団法人日本ゴルフ協会が主催する全国的な競技会等に参加する 選手 (プロゴルファーを除く。) の当該競技会における利用
	2	早朝利用その他の利用時間、利用場所等に制約のある利用
指定を取り消した場合の取消理由		
摘 要		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服  
審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当支庁  
(事務所) を経由して提出してください。

第106号の2様式 (第48条関係)

ゴルフ場利用税の特例税率の適用を受ける ゴルフ場に該当しない旨の届出書	
年 月 日  支 庁 長 ( 事務所長)	特別 徴収 義務 者  住所又は所在地  氏名又は名称
ゴ ル フ 場	所 在 地  名 称
該当しなくなった年月日	年 月 日
該当しなくなった期間 (「指定の対象となる利用に 該当しなくなった利用」欄 の1に該当する場合)	年 月 日から 年 月 日まで
指定の対象となる利用に該 当しなくなった利用	1 財団法人日本ゴルフ協会が主催する全国的な競技会等に参加する選手(プロゴルファーを除く。)の当該競技会における利用  2 早朝利用その他の利用時間、利用場所等に制約のある利用
該当しなくなった理由	
摘 要	

備考 「指定の対象となる利用に該当しなくなった利用」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第162号様式その1 (第77条、第88条関係)

第百六十二号様式その一を次のように改める。

自動車税 減免申請書 (自動車取得税)										
年 月 日		申 請 者	住 所							
島 根 県 知 事 (支 庁 長) 事務所長 様			氏 名		(電話 ) ⑩		身体障害者 等との続柄			
身 体 障 害 者 等	住 所 氏 名		1 申請者に同じ 2 生年月日 年 月 日 歳 年 齢							
	手帳等の種類		1 身体障害者手帳 3 療育手帳		手 帳 番 号		第 号			
			2 戦傷病者手帳 4 精神障害者保健福祉手帳		(受給者番号)					
交 付 年 月 日		年 月 日			障 害 名 及 び 障 害 の 級 別 ( 程 度 )					
運 転 者	住 所 氏 名		1 申請者に同じ 2 身体障害者 等との続柄							
	免 許 証 番 号		第 号		交 付 年 月 日		年 月 日			
	免 許 の 種 類				免 許 の 条 件					
	運 転 免 許 が ない た め に 在 学 証 明 書 を 提 示 す る 場 合		在 学 証 明 書 番 号		第 号		発 行 年 月 日		年 月 日	
			自 動 車 教 習 所		所 在 地		名 称		入 学 年 月 日 年 月 日	
自動車の使用目的 (運転者が身体障害者等以外の場合)			1 通学 2 通院 3 通所 4 生業							
自 動 車	登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		島 根		登 録 年 月 日		年 月 日			
	種 別 及 び 用 途				最 大 積 載 量		kg			
	車 両 重 量				kg		総 排 気 量		ℓ	
	主たる定置場 所在地				自家用、事 業用の別		1 自 2 事			
前年度又は今年度減 免を受けた自動車		登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		島 根		現 況		1 廃 車 2 譲 渡 3 その他 ( )		
年 度	年 度 分			税 額		自 動 車 税		円		
						自 動 車 取 得 税		円		

- 備考 1 この申請書は、島根県県税条例第51条第3号又は第63条第2号の規定により減免を受けようとする場合に提出すること。
- 2 この申請書には、自動車が身体障害者又は精神障害者のために当該身体障害者若しくは精神障害者と生計を一にする者又は当該身体障害者若しくは精神障害者を常時介護する者によって運転される場合は、当該事実を証する書類を添付すること。
- 3 証紙徴収分についてこの申請を行う場合で、既に他の自動車について減免を受けているときは、その自動車の廃車(抹消登録)又は譲渡(移転登録)の事実を証する書類を提示すること。



第162号様式その3 (第77条関係)

自動車税減免申請書

第百六十二号様式その三を次のように改める。

徴収番号		登録番号	島根
<p>照会事項</p> <p>1 減免を受けた自動車を使用していますか。</p> <p>2 住所は同じですか。</p> <p>3 手帳の番号や等級は同じですか。</p> <p>4 運転免許証に変更はありませんか。</p> <p>(以下は生計を一にしている者が運転している場合)</p> <p>5 運転する人及びその生計関係は同じですか。</p> <p>6 使用目的の通学・通院・通所・生業の状況は同じですか。</p> <p>7 減免対象となった身体障害者等の年齢は18歳未満ですか。</p> <p>(以下は身体障害者輸送車の場合)</p> <p>8 登録時の構造と変更はありませんか。</p> <p>※身体障害者等が死亡された場合には、下記の変更欄に「 年 月 日死亡」と記入してください。</p>			

上記照会事項について、4月1日現在の状況を確認の上、変更がないときはAを○で囲んでください。変更があるときはB又はCを○で囲み、変更等の内容を下記の変更欄に記入してください。

- A 変更がありませんので、今年度も減免を申請します。
- B 変更がありますので、報告の上、今年度も減免を申請します。
- C 次の理由により減免を申請しません。

B又はCを○で囲んだ場合には、変更等の内容を具体的に記入してください。

年 月 日

住 所  
氏 名  
身体障害者等氏名

☎ 電話 ( )

毎週火・金曜日発行

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の島根県税条例施行規則第四十三条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の島根県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

平成十五年三月三十一日印刷  
平成十五年三月三十一日発行

発行者 島 根 県

発行所 印刷

松江市殿町  
松江市学園南  
松島根  
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)